

主な「受検の手引」販売先一覧表		
名 称	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試 験 部	〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 2F	03-3433-1575
※同 施工技術総合研究所	〒417-0801 静岡県富士市大淵3154	0545-35-0212
同 北 海 道 支 部	〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 2-8 さつげんビル 5F	011-231-4428
同 東 北 支 部	〒980-0802 仙台市青葉区二日町 16-1 二日町東急ビル 5F (3 月 1 日 以 降)	022-222-3915
	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台北町ビル 5F	022-222-3915
同 北 陸 支 部	〒950-0965 新潟市中央区新光町 6-1 興和ビル 9F	025-280-0128
同 中 部 支 部	〒460-0002 名古屋市中区丸 の 内 3-17-10 三愛ビル 5F	052-962-2394
同 関 西 支 部	〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4 谷町スリースリースビル 8F	06-6941-8845
同 中 国 支 部	〒730-0013 広島市中区八丁堀 12-22 築地ビル 4F	082-221-6841
同 四 国 支 部	〒760-0066 高松市福岡町 3-11-22 建設クリエイトビル 4F	087-821-8074
同 九 州 支 部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-4-30 いわきビル 2F	092-436-3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒901-2122 浦添市字勢理客 4-18-1 トヨタマイカーセンター4F	098-879-2097
※同 北 部 支 所	〒905-1152 名護市字伊差川 24-1	0980-53-1555

※を除き、郵便販売もしています。

平成28年度 2級建設機械施工技術検定試験(学科試験のみ)

受 検 の 手 引

発行 一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館
TEL 03-3433-1575 (平日9:30～12:00、13:00～17:30)
FAX 03-3433-0401

「受検の手引・申込用紙」 共で 1 部500円 (郵送で請求のときは送料共で 1 部750円)
落丁、乱丁はお取替えいたします。(不許複製)

平成28年度
2級建設機械施工技術検定試験(学科試験のみ)
(建設業法に基づく建設機械施工技士になるための国家試験)

受 検 の 手 引

受付期間 平成28年3月4日(金)～4月4日(月)
締切日(4月4日(月))の消印まで有効

学科試験日 平成28年6月19日(日)

学科試験地 ・北広島市 ・滝 沢 市 ・東 京 都 ・新 潟 市 ・名古屋市
・大 阪 市 ・広 島 市 ・高 松 市 ・福 岡 市 ・那 覇 市
- 学科試験地は会場の都合により変更する場合があります -

【 注 意 】

※この手引を最後までよく読み、受検の申込をしてください。
※当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱って
いる団体であるかのように勧誘し、申込手続きの代行等を行っている業者
がありますが、当協会とは全く関係ありません。当協会は代行機関は一切
設置しておりません。また、受検に関連する講習会も行っておりません。
※受検申込の書類を提出した後は、記入した内容(受検種別等)の変更はでき
ません。

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般社団法人 日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

はじめに

建設機械施工技術検定試験は、建設工事の機械化施工に従事する技術者の技術の向上を図ることを目的としています。建設業法第 27 条に定める技術検定制度に基づいて、国土交通大臣指定試験機関として一般社団法人日本建設機械施工協会が実施するものです。

平成 27 年 12 月 16 日付けで、建設業法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 420 号）及び関係省令・告示が公布・施行されたことに伴い、平成 28 年度においては平成 29 年 3 月 31 日時点で 17 歳以上の者が、実務経験を積む前に 2 級技術検定の学科試験のみを受検できるようになりました。

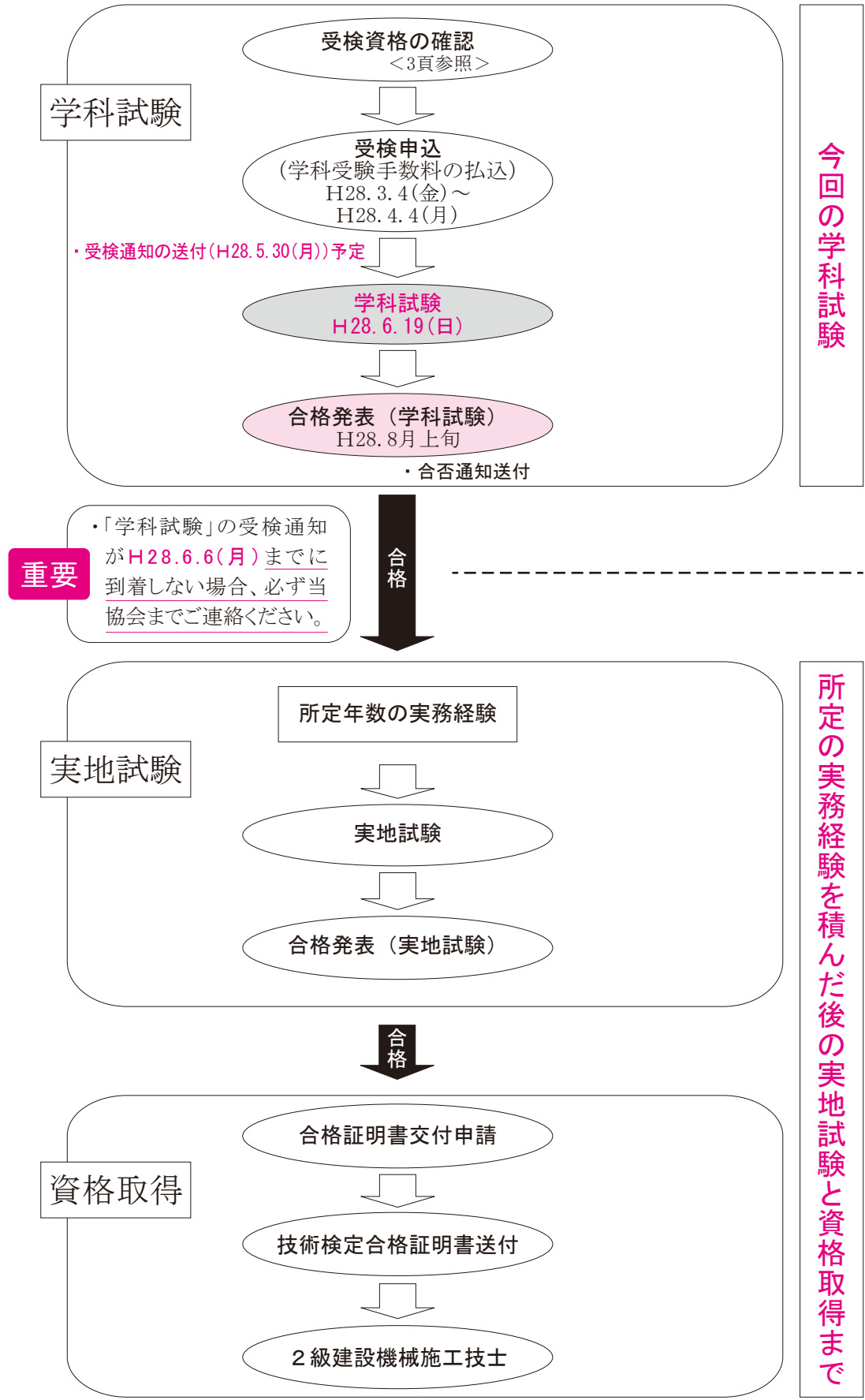
この学科試験に合格した者は、定められた有効期間内に所定の受検資格を満たすと、実地試験を受検することができます。学科試験及び将来受検する実地試験の両方に合格し、所定の手続きを行うことにより国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、「2 級建設機械施工技士」と称することが認められるとともに、建設業法に定められた一般建設業の許可要件である営業所における「専任技術者」及び工事現場における「主任技術者」となることが認められます。

注) 1. 本「受検の手引」では、建設業法施行令、同規則に定められている文言については、「受検資格」「受検票」「受験希望地」等の文言を使用しています。
2. 受験手数料と合格証明書交付手数料は諸般の情勢により変更となる可能性があります。

目 次

2 級建設機械施工技士の資格取得まで	2
1. 受検資格と申込に必要な書類	3
2. 受検種別（建設機械の種類）について	4
3. 試験の方法及び内容	4
4. 試験の日時及び試験地	7
5. 受験手数料	7
6. 受検申込について	8
7. 住所変更等について	9
8. 受験地変更について	9
9. 受検の取り消しについて	9
10. 学科試験当日の注意	9
11. 合格発表及び通知	10
12. 不正行為に対する受検禁止措置	11
13. 身体に不自由がある場合の試験当日の配慮について	11
14. 申込書類の作成方法（記入例）	12
15. 実地試験及び 2 級建設機械施工技士の資格取得について	17
16. よくある質問	18
17. 参考	20
※変更届	24

2 級建設機械施工技士の資格取得まで 注)月日まで記載の事項については、実施上変更する場合があります。



2 級建設機械施工技術検定（学科試験のみ）

1. 受検資格と申込に必要な書類

- (1) 受検資格：平成 29 年 3 月 31 日時点で 17 歳以上となる者
- (2) 申込に必要な書類：以下の①～⑤

①

受検申請書類

2 枚

履歴票・受検申請書 1 枚

写真票・受験手数料振替払込受付証明書貼付書 1 枚

○同封の指定用紙を使用してください。

②

受検申込書

1 枚（コンピュータ入力票）

○同封の指定用紙を使用してください。

③

本籍地記載の住民票

1 通

○取得後 3 ヶ月以内で、本籍地記載のもの。

○住民票のコピーは不可。

○外国籍の方は国籍・通称名記載のものがが必要です。

④

パスポート用カラー証明写真

1 枚

○縦 4.5cm ×横 3.5cm、フチなしに限る。

○申請前 6 ヶ月以内に撮影した写真。

○無帽で正面を向いて（概ね肩より上）顔全体がはっきり見え、本人と確認できる写真。

○以下の写真は使用できません。

・背景や陰があるもの

・メガネが反射して目が見えないもの

・髪が目にかかっているもの

・パソコン等で普通紙にプリントしたもの

・スナップ写真

○写真の裏に、氏名、受検する級、希望受験地を記入してください。

○写真貼付欄にはがれないように全面のり付けしてください。

（セロテープ使用不可）

⑤

受験手数料振替払込受付証明書

○郵便局の窓口で、10,100 円または 20,200 円を同封の振替払込用紙で必ず個人別に払い込んでください。（払込手数料は本人負担となります。）

○振替払込受付証明書を受検申請書類の振替払込受付証明書貼付欄にはがれないよう全面のり付けしてください。

○振替払込請求書兼受領証は受検者本人が保管してください。（領収書に代えさせていただきます。）

○ATM（現金自動預払機）を利用して払込む場合は、ご利用明細票しか出ませんので、その原本を振替払込受付証明書貼付欄に全面のり付けしてください。本人の控えとして必ずコピーを取ってください。

○インターネットや電信振替での振込は受付けておりませんのでご注意ください。

(注意)すでに 2 級建設機械施工技士の資格を取得されている方は、同一種別の再受検はできません。

申込に必要な書類に不足があると受検できません。

2. 受検種別（建設機械の種類）について

2 級の建設機械施工技術検定試験は、次の 6 つの種別で実施します。

最大2つの種別まで受検できますが、学科試験の時間割（7 頁）の関係から、奇数種別と偶数種別それぞれから1つの種別の選択となります。

受検可能な種別の組合せは、第1種と第2種、第1種と第4種、第1種と第6種、第2種と第3種、第2種と第5種、第3種と第4種、第3種と第6種、第4種と第5種、第5種と第6種 の9通りとなります。

種 別	内 容
第 1 種	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工
第 2 種	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工
第 3 種	モーター・グレーダーによる施工
第 4 種	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工
第 5 種	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等による施工
第 6 種	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工

注）試験の方法及び内容については、 4 頁～6 頁を参照してください。

3. 試験の方法及び内容

この手引による受検資格での2級建設機械施工技術検定試験は、学科試験のみを行います。

(1) 学科試験

各種別について、それぞれ土木工学、建設機械原動機、石油燃料、潤滑剤、法規、建設機械、建設機械施工法についての概略の知識及び一般的な知識を問う択一式により行います。

試験種別は、第1種から第6種までの6つの種別に細分して行います。2 つの種別まで同時に受検することができます。

※学科試験の時間割（7 頁）の関係上、2 つの種別を受検する場合、「第 1 種、第 3 種、第 5 種」の奇数から 1 つ、「第 2 種、第 4 種、第 6 種」の偶数から 1 つの種別の受検になります。

試験区分		試験科目	試験基準
学科試験	共通	土木工学	1 建設機械による建設工事の施工に必要な土木工学に関する概略の知識を有すること。 2 設計図書を正確に読みとるための知識を有すること。
		建設機械原動機	1 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する概略の知識を有すること。 2 建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する概略の知識を有すること。 3 建設機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する概略の知識を有すること。
		石油燃料	石油燃料の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。
		潤滑剤	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する概略の知識を有すること。
		法規	建設工事の施工に必要な法令に関する概略の知識を有すること。
	第1種	トラクター系建設機械	1 トラクター系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 トラクター系建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 トラクター系建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
		トラクター系建設機械施工法	1 トラクター系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 トラクター系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 トラクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 トラクター系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
	第2種	ショベル系建設機械	1 ショベル系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 ショベル系建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 ショベル系建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
		ショベル系建設機械施工法	1 ショベル系建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 ショベル系建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 ショベル系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 ショベル系建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
	第3種	モーター・グレーダー	1 モーター・グレーダーの構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 モーター・グレーダーの運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 モーター・グレーダーの衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
		モーター・グレーダー施工法	1 モーター・グレーダーによる建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 モーター・グレーダーを主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 モーター・グレーダーの施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 モーター・グレーダーによる建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。

学科試験	第4種	締め固め建設機械	1 締め固め建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 締め固め建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 締め固め建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
		締め固め建設機械施工法	1 締め固め建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 締め固め建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 締め固め建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 締め固め建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
	第5種	ほ装用建設機械	1 ほ装用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 ほ装用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 ほ装用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
		ほ装用建設機械施工法	1 ほ装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 ほ装用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 ほ装用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 ほ装用建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。
	第6種	基礎工事用建設機械	1 基礎工事用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2 基礎工事用建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3 基礎工事用建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
		基礎工事用建設機械施工法	1 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2 基礎工事用建設機械を主にした建設機械の組合せによる建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。 3 基礎工事用建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 4 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の運営及び管理に関する概略の知識を有すること。

4. 試験の日時及び試験地

試験区分	日 時
学 科	平成 28 年 6 月 19日(日) 午前 9 時 15 分 ～

(1) 試験の実施場所

希望受験地	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	北(北 広海 島道)	滝(岩 手県 沢)	東 京	新 潟	名 古 屋	大 阪	広 島	高 松	福 岡	那 覇

(2) 学科試験当日の時間割（予定）

試 験 区 分	入 室	試 験 準 備 (試験問題配布等)	試 験 時 間
共 通 試 験 (択一式)	時 分 9 : 15	時 分 時 分 9 : 15～ 9 : 30	時 分 時 分 9 : 30～10 : 30
第 2 ・ 4 ・ 6 種試験 (択一式)	11 : 15	11 : 15～11 : 25	11 : 25～12 : 25
昼 休 み		12 : 25～13 : 25	
第 1 ・ 3 ・ 5 種試験 (択一式)	13 : 25	13 : 25～13 : 35	13 : 35～14 : 35

注）択一式（四肢択一）でマークシート方式での解答となります。

5. 受験手数料

1 つの種別を受検	10, 100 円
2 つの種別を受検	20, 200 円

- ・ 受験手数料は、**指定の郵便振替払込用紙**で必ず個人別に払込み、郵便振替払込受付証明書を指定箇所に全面にのりづけしたものを貼付してください。ATMを利用して払込む場合は、ご利用明細票の控えとして必ず**コピーをとり**、その**原本**を貼付してください。
- ・ **インターネットバンキング及び電信振替による払込み手続きは受付できません。**
- ・ 試験当日に欠席した場合、受験手数料は返還しません。

6. 受検申込について

- 1) 受付期間
平成 28 年 3 月 4 日(金) ～ 平成 28 年 4 月 4日(月) 消印有効
- 2) 提出先
〒105-0011 東京都港区芝公園 3－5－8 機械振興会館
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試験部
- 3) 受検申込方法
 - ①受検申込は、**簡易書留**によるものとし、締切日（4月4日(月)）の消印のあるものまで有効です。**それ以降は、いかなる理由があっても受け付けません**ので、早めにお出してください。
なお、郵便局窓口での郵便振替業務（受験料の払込み）は、**午後4時まで**ですので、注意してください。
 - ②郵便局で「お問い合わせ番号」が記入された**受領証を受け取り保管**しておいてください。
「お問い合わせ番号」により日本郵便のホームページ等で当協会へ到着したかの確認ができます。**当協会では個別の到着確認はできません。**
 - ③受検申込用紙類は、個人ごとに郵送してください。**直接持参は受け付けできません。**
 - ④同一封筒による二人以上の郵送申込はできません。
 - ⑤申込用紙類及び添付書類は、一括同封して送付しないと、受検できないことがあります。
 - ⑥提出書類に不備等（記入洩れ、誤記等）があった場合には受検できないことがありますので、必ず受検申込者本人が記入し、提出してください。
 - ⑦受検資格のない方、書類不備等により受検できない方には、受験手数料から試験事務手数料を差し引いた金額を現金書留にて郵便物送付先住所に送付します。
 - ⑧提出書類は、返却いたしません。

4) 受検票等（ハガキ）の送付について

平成28年5月30日(月) 送付予定
※郵便事情により受検票が到着しない場合があります。
平成28年6月6日(月)までに受検票がお手元に届かない場合は、必ず当協会へ連絡してください。

7. 住所変更等について

郵便物送付先住所、氏名、本籍等に変更がある場合には最終頁（24頁）の用紙をコピーし、必要事項を記入の上、送付してください。

なお、氏名、本籍の変更の場合には戸籍抄本を同封し、簡易書留郵便にて送付してください。住所変更は書類送付先住所を変更する場合のみ届出が必要です。

8. 受験地変更について

受験地の変更は、転勤、住所変更等のやむを得ない理由以外は認めません。やむを得ず変更を希望する場合は、最終頁（24頁）の変更届を用いて**平成28年6月6日(月)（必着）**までに以下の①～③を簡易書留郵便または事前に試験部に電話連絡の上、FAXで送付してください。**上記期日以降の変更は認めません**ので、十分注意してください。

①変更届

②受検票のコピー（到着していない場合は不要です）

③変更理由の証明となるもの（転勤辞令等の写し、転居先の住民票等）

なお、変更を認めた受検者には、当協会から連絡いたします。

9. 受検の取り消しについて

平成28年6月6日（月）（必着）までに文書による受検辞退の届出があった場合のみ、受検の取り消しができます。受検の取り消しをしたい場合は、当協会にご連絡ください。手続き方法を案内します。

届出を受理した場合、受験手数料から試験事務手数料を差し引いた金額を現金書留にて郵便物送付先住所に返還します。**上記の期限を過ぎて受検を取り消す場合は「欠席」扱いとなり、受験手数料の返還はありません。**なお、届出が受理された後は、その届出を撤回して受検することはできませんので、ご注意ください。

10. 学科試験当日の注意

試験当日持参すべきものをもう一度よく確かめて遅刻などのないよう早めに試験場に来場してください（あらかじめ交通機関、経路、所要時間等を調べておいてください）。

なお、協会から指定した場合以外試験場及びその付近には駐車できません。

また、駐車違反等の呼び出しで試験室を離れると再入室はできません。

(1) 持参するもの

- 1) 受検票（受検票を忘れることのないよう自宅を出る前にもう一度よく確かめてください。）
- 2) 筆記具（黒鉛筆（HB、B）又はシャープペンシル、プラスチック消しゴム）

※マークシートにボールペンは使用できません。

(2) 試験場における注意

- 1) 試験当日は、9時00分までに来場し、受検票の番号によって指定された試験室に入室し、その番号の席につき、受検票を机の上に置いてください。
- 2) 受検票を紛失された方は、必ず受付で再発行の手続きをしてください。
なお、再発行を受ける際には、写真の添付してある身分証明書（運転免許証等）を提示してください。
- 3) 喫煙は、指定の場所以外のところでは厳禁です。
- 4) 試験室では、携帯電話の使用はできません。電源を切り、しまっておいてください。
- 5) 試験室での言動は、試験監督者の指示に従ってください。
- 6) 試験開始30分経過後（30分以上遅刻）の者は、受験できません。
- 7) 試験開始後30分以内は退出できません。退出する場合は試験監督者の許可を受けてください。
- 8) 不正行為があった場合及び試験監督者の指示に従わない場合は退場させます。
- 9) 試験問題は、試験終了時刻まで在席した方のうち、希望者は持ち帰ることができます。なお、**試験問題と解答は、試験日の翌日 9 時 30 分から 1 年間当協会ホームページにおいて公表されます。**

(3) 試験中止等について

大規模災害等により試験を中止又は試験時間の繰り下げ等を行う場合は、当協会のホームページでお知らせします。

11. 合格発表及び通知

(1) 合格発表予定

- 1) 学科試験 平成 28 年 8 月上旬
(発表日が決定され次第、当協会のホームページでお知らせします)

2) 合格発表の場所

下記の場所に合格者の受検番号を掲示します。

- ① 一般社団法人 日本建設機械施工協会本部及び各支部
- ② 国土交通省（各地方整備局、北海道開発局）
- ③ 内閣府沖縄総合事務局
- ④ 一般社団法人沖縄しまたて協会
- ⑤ 一般社団法人 日本建設機械施工協会ホームページ <http://www.jcmanet.or.jp/shiken/>

(2) 合否の通知(合格発表日より数日しても通知が届かない場合は、当協会へご連絡ください。)

学科試験の合格者に対しては、当協会から本人あてに合格通知書を送付します。また、不合格者に対しても、その旨本人あてに通知します。**欠席者には通知しません。**

合格通知書は、実地試験の受検申込の時に必要になるので、必ず保管してください。

(3) 合否の問合せ

合否については、本人への通知及び当協会のホームページに掲載（合格者の受検番号）します。**合否の問合せ及び採点内容に関する問合せには一切応じられません。**

12. 不正行為に対する受検禁止措置

不正の手段による受検については、合格の取消し又はその受検を禁止することとなります。
また、その処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて受検を禁止されることがあります。

13. 身体の不自由がある場合の試験当日の配慮について

- (1)身体の不自由等により、試験当日の配慮が必要な場合は、**受検申込の際に、以下の書類を同封**してください。
- ①「特別措置に関する申出書」
 - ②身体の不自由等の程度を証明するもの（医師の診断書、障害者手帳の写し等）
- (2)上記①「特別措置に関する申出書」は、当協会から送付しますので、電話（03-3433-1575）で連絡してください（電話の受付期限は平成28年3月25日（金）です）。
- (3)上記①、②を同封する場合でも、**受検申込の期限は通常の場合と同じ**（平成28年4月4日（月）消印有効）ですので、遅れないようにしてください。
- (4)予定している特別措置は以下の通りですが、会場の都合等によって対応できない場合があります。
- ①車椅子で利用可能な機の提供
 - ②試験会場への自家用車の乗り入れ
 - ③補聴器の持参使用
 - ④拡大鏡の持参使用
 - ⑤注意事項の文字による伝達
 - ⑥その他
- (5)付添者の試験室への入室は、原則として認めません。

2 級（学科試験のみ）

14. 申込書類の作成方法

誤って記入した箇所は、二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

受検申請書・履歴票の記入にあたっての注意及び記入例

- ・ 年齢は、平成28年3月31日現在 で計算してください。
- ・ 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申込者自身が正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用不可）。
- ・ 提出には、必ず同封の専用封筒を使用してください。なお、この場合封筒にも受験地名、差出人の住所、氏名をご記入してください。

①

28級（学科のみ）

2級技術検定受験申請書

2級の技術検定（学科試験のみ）を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

平成28年4月1日

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

氏名

梶原太郎

申込日

平成28年4月1日

受検種別を○で囲んでください。
（この例は2つの種別を受検する場合を想定しています）

第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種
○	○	○	○	○	○

A票

年齢は平成28年3月31日現在で計算してください。

学科の希望受検地を記入してください。

履歴票

学 科 希 望	受 験 地	東京	※記入不要			
フリガナ	カジワラ	タロウ	昭和9年11月3日生	本籍	都・道・府・市	
氏 名	梶原	太郎	(平成)18年4ヶ月)		青森県	
フリガナ	トウキョウトミナトクシバコウエン					
現 住 所	(〒105 - 0011) 東京都港区芝公園3-5-8 (TEL 03 - 3433 - 0401)					
勤務先または 在学中の学校名	(勤務先は部・課まで記入、学校名は学部・学科まで記入) 芝公園大学 工学部 機械工学科 (〒〇〇〇 - ×××××)					
勤務先所在地 または 在学中の学校 所在地	東京都〇〇区△△△1-1-1					

誓約欄

この記入内容に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約します。

梶原太郎 印

1

2

13

郵便振替払込受付証明書貼付欄・写真票の記入にあたっての注意及び記入例

- ・ 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんで、受検申込者自身が正確に記入してください。
- ・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用不可）。
- ・ 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

4裏

受検種別を○で囲んでください。
(この例は2つの種別を受検する)
(場合を想定しています。)

フリガナ	カジワラ	タロウ
氏名	梶原 太郎	
本籍	青森 都・道 府・県	
生年月日 年 齢	昭和 9年 11月 3日生(満18歳) (平成)	
現住所	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 TEL. 03-3433-0401	
勤務先 または 学校名	芝公園大学 工学部 機械工学科 TEL. 03-3433-1575	
勤務先 または 所在地	〒000-×××× 東京都〇〇区△△1-1-1	

5表

必ず受検者本人が、手書きで記入してください。

2級
(学科のみ)

第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種
○	○				

平成28年度技術検定 写真票

フリガナ	カジワラ	タロウ
氏名	梶原 太郎	
受検番号	※	

注) 必ず申請者本人が手書きで、ご署名ください。

出欠状況

区分	出欠
学 共 通	※
学 第 種	※
学 科 第 種	※

(28年4月1日撮影)
この大きさ以外は無効。
※印は、記入しないこと。裏面にも記入箇所があります。

6

「郵便振替払込受付証明書」を貼付してください。
・ATMで払込んだ場合は、「ご利用明細票」の原本を貼付してください。明細票のコピーを必ず取って保管してください。
記入例は、払込受付証明書を貼付した状態です。

受検番号 ※

学科希望受検地

東京

氏名

梶原 太郎

案件

バスポート用
カラー証明写真
○縦4.5cm×横3.5cmに収める。
○申請前(6ヶ月以内)に撮影したフチなしの写真。
○無縁で正面を向いて(横置き見え、本人と確認できる写真。
○以下の写真は使用できません。
・背景や影があるもの
・メガネが反射して目が見えないもの
・髪が目にかかっているもの
・パソコン等で普通紙にプリントしたもの
・スナップ写真
○写真の裏に氏名、受検する職、希望受検地を記入してください。
○写真貼付欄にはおかないように全面のり付けしていただきたい。(ビロテープ使用不可)

28

郵便振替払込受付証明書
(払込人→郵便局→払込人)

口座番号	00170-5-71122
振込先	一般社団法人 日本建設機械工協会
金額	千 百 十 万 千 百 十 四 円
払込人住所氏名	〒105-0011 芝公園3-5-8 梶原 太郎
受付局日附印	TEL. 03-3433-0401

芝公園

28.4.1

貼受
検付
申込
用書

学科試験の受検手数料
・1つの種別を受検する場合 10,100円
・2つの種別を受検する場合 20,200円

撮影日を必ず記入してください。
(申請前6カ月以内)

コンピュータ入力票の記入にあたっての注意及び記入例

- 内は、**必ず記入**してください。
- 内は、該当する方が、記入してください。
- 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませので、受検申込者自身が正確に記入してください。
- 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用不可）。
- 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

③

③ 28 2級（学科のみ）

は全箇所必ず記入すること

コンピュータ入力票

2級建設機械施工技術検定(学科試験のみ)受検申込書

標記の検定を受検したいので下記のとおり申込みます。

一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長 殿

都道府県
コード

- 01 北海道
02 青森県
03 岩手県
04 宮城県
05 秋田県
06 山形県
07 福島県
08 茨城県
09 栃木県
10 群馬県
11 埼玉県
12 千葉県
13 東京都
14 神奈川県
15 新潟県
16 富山県
17 石川県
18 福井県
19 山梨県
20 長野県
21 岐阜県
22 静岡県
23 愛知県
24 三重県
25 滋賀県
26 京都府
27 大阪府
28 兵庫県
29 奈良県
30 和歌山県
31 鳥取県
32 岡山県
33 広島県
34 山口県
35 徳島県
36 香川県
37 愛媛県
38 高知県
39 福岡県
40 佐賀県
41 長崎県
42 熊本県
43 大分県
44 宮崎県
45 鹿児島県
46 沖縄県
47 沖縄県
48 その他

氏名は住民票に記載されているとおり記入してください。

該当する番号に○を付けてください。

左欄の都道府県コードから該当のコードを記入してください。

▼誤って記入した場合

記入した箇所に、二重線で訂正ください。訂正印は不要です。

整理番号	平成 28 年	04 月	01 日	申込日				
フリガナ	カシヲ	4	5	6	7	8	9	10
氏名	梶原	滝	東	新	名	大	広	高
フリガナ	カシヲ	4	5	6	7	8	9	10
通称名	太郎	沢	京	潟	阪	島	松	岡
通称名	太郎	松	岡	那	那	那	那	那

※試験会場の規模と受検希望者数の関係から希望受験地を変更させて頂く場合があります。

性別	① 男	② 女	③ 不明
生年	1	0	9
月	1	1	0
日	0	3	月

本籍地	都道府県	コード	青森	都道府県
-----	------	-----	----	------

本人と連絡のとれる(携帯)電話/FAX	TEL. 090-0000-XXXX	FAX. 03-3433-0401
---------------------	--------------------	-------------------

受検種別	第1種	第3種	第5種
受検種別	第2種	第4種	第6種

「A」欄から2つの受検はできません。

「1」つ受検する場合は、「A」欄又は「B」欄から1つ選んでください。

「2」つ受検する場合は、「A」欄から1つ、「B」欄から1つ選んでください。

※学科試験の時間割の関係上、「A」欄又は「B」欄から2つの受検はできません。

「B」欄から2つの受検はできません。

郵便物送付先住所	〒105-0011	東京都港区芝公園3-5-8
----------	-----------	---------------

(会社の場合は会社名、学校の場合は学校名を必ず記入すること)

所在地	〒000-XXXX	東京都〇〇区△△△1-1-1
勤務先名又は学校名	芝公園大学 工学部 機械工学科	TEL. 03-3433-1575
分類	01. 中央官庁(出先機関を含む) 02. 地方公共団体 03. 公団・公社・独立行政法人等 04. 建設業(土木一式) 05. 建設業(建築一式) 06. 建設業(とび・土工・装) 07. 建設業(電気) 08. 建設業(管) 09. 建設業(建築一式) 10. 建設業(建築) 11. 建設業(建築) 12. その他 13. 現在在学中 14. 短大・高等専門学校在学中 15. 高等学校在学中	

誓約：上記記載の内容が事実と相違がないことを誓約します。

梶原太郎

[必ず申請者本人が、手書きで署名ください。]

最大で2つまで○印を付けられませんが、偶数だし、奇数どうしは、受検できません(4頁を参照)。希望する受検種別を○で囲んでください。

この例は2つの種別を受検する場合を想定しています。

受検票等郵便物が必ず到着する住所を記入して下さい。同居先名、アパート名、室番号、会社名、郵便番号まで正確に記入してください。郵便物を受け取ることができない住所であれば、住民票に記載されている住所と同一である必要はありません。

勤務先を記入する場合、株式会社→株、有限会社→有、会社名の後に内を付けてください。

「郵便物送付先住所」が自宅等の場合は、この欄に勤務先又は在学中の学校の郵便番号・所在地・勤務先名又は学校名・電話番号を記入してください。

該当する番号に○を付けてください。

現在の勤務先または在学中の学校に該当するものを記入してください。

その他に該当する方は、具体的に記入してください。

必ず手書きで記入してください。

15. 実地試験及び2級建設機械施工技士の資格取得について

(1)資格取得に必要な条件

この手引によって受検できるのは学科試験までです。資格を取得するには、実地試験にも合格する必要があります。実地試験の受検には所定の年数の実務経験が必要です。実地試験の受検に必要な実務経験年数は、下表に示すとおりです。

区分	学歴又は資格	必要とする実務経験年数	
		指定学科	指定学科以外
(イ)	学校教育法による ・大学卒業者 ・専門学校を卒業した者のうち「高度専門士」と称する者	卒業後、受検しようとする種別に6ヶ月以上で、他の種別の経験を通算して1年以上	卒業後、受検しようとする種別に9ヶ月以上で、他の種別の経験を通算して1年6ヶ月以上
(ロ)	学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校(5年制)卒業者 ・専門学校を卒業した者のうち「専門士」と称する者	卒業後、次のいずれかに該当 ①受検しようとする種別に1年6ヶ月以上 ②同上の経験が1年以上1年6ヶ月未満で、他の種別の経験を通算して2年以上	卒業後、次のいずれかに該当 ①受検しようとする種別に2年以上 ②同上の経験が1年6ヶ月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上
(ハ)	学校教育法による ・高等学校卒業者（※高卒認定試験合格者等について） ・専門学校を卒業した者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後、次のいずれかに該当 ①受検しようとする種別に2年以上 ②同上の経験が1年6ヶ月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して3年以上	卒業後、次のいずれかに該当 ①受検しようとする種別に3年以上 ②同上の経験が2年3ヶ月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して4年6ヶ月以上
(ニ)	その他の者	卒業後、次のいずれかに該当 ①受検しようとする種別に6年以上 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して8年以上	

※高卒認定試験合格者等について

高等学校の指定学科以外を卒業した者には、文部科学省（旧文部省）が実施していた以下に示す①から④の試験に合格した者（以下「高卒認定試験合格者等」）を含みます。

- ① 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による試験
- ② 旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定
- ③ 旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定
- ④ 旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正8年文部省令第9号）による試験

(2)学科試験（今回の学科試験）合格者の実地試験の受検について

- ①学科試験（今回のH28学科試験）の合格後、所定年数の実務経験があれば、次年度（H29年度）から11年以内（H39年度まで）の連続する2年の実地試験を受検することができます。
- ②例えばH28年度の学科試験に合格し、所定の実務経験年数を満足してH35年度に実地試験を受検して不合格（欠席を含む）の場合、H36年度に限り再度実地試験を受検することができます。
- ③上記②の場合においてH36年度も不合格（欠席を含む）の場合、H37年度以降は学科試験から受検する必要があります。
- ④実地試験で受検できる種別は、学科試験で合格した種別に限ります。

16. よくある質問

2 級

Q 申込する際は、締切日必着ですか？それとも消印有効ですか？
A 締切日（4月4日（月））の消印有効です。（個人別の簡易書留で郵便局窓口より郵送してください。）

Q 住民票は、本籍地記載のものが必要ですか？
A 本籍地記載のものに限ります。コピーは不可です。

Q 住民票、写真は、古いもので良いですか？
A ・住民票は、取得後3ヶ月以内のものを用意してください。コピーは不可です。
・写真は、撮影後6ヶ月以内のパスポート用証明写真(4.5cm×3.5cm、カラー、フチなし)を用意してください。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？
A 訂正箇所には二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 受検票はいつ発送されますか？
A 発送日は平成28年5月30日（月）の予定です。6月6日（月）までに到着しない場合はご連絡ください。

Q 実地試験の受検に必要な実務経験年数はありますが、この「学科試験のみ」を受検することはできますか？
A できます。この「学科試験のみ」は、年齢条件さえ満足すれば、実務経験の有無に関係なく受検できます。

Q 試験会場を知りたいのですが？
A 受検票の発送をもって試験会場をお知らせしています。試験会場の住所は、受検票に記載しております。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 試験問題の公表期間はいつですか？
A 試験問題は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表されます。それ以外の期間は、公表いたしておりません。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？
A 当協会は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書の紹介は行っておりません。

Q 試験問題の内容について問合せできますか？
A 内容については、一切お答えできません。

Q 申込後、氏名、本籍、郵便物送付先住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 「受検の手引」最終頁（24頁）の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届」に必要事項を記入し、「当協会 試験部宛」に送付してください。なお、現住所の変更の届出は不要です。
※9ページ「住所変更等について」を参照してください。

Q 学科試験は8月上旬に合格発表とありますが、合格発表日はいつ決まりますか？

A 合格発表日が決定され次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 実地試験はいつ受検できるのですか？

A 必要とする実務経験年数を満足すれば受検できます。
※17ページ「実地試験及び2級建設機械施工技士の資格取得について」を参照してください。

Q 実地試験はいつまで受検できるのですか？

A 学科試験合格後、11年以内（今回はH39年度まで）の連続する2年間は受検できます。
※17ページ「実地試験及び2級建設機械施工技士の資格取得について」を参照してください。

Q 実地試験にも合格したら建設機械を運転できるのですか？

A 合格した種別により運転できる建設機械が決められています。詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。学科試験のみの合格では運転できません。
※22ページ「表2 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係」を参照してください。

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記宛に、電話でお問合せください。
試験部 03-3433-1575 (9:30～12:00、13:00～17:30)
なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。
(お問合せの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。)

17. 参 考

(1) 建設業法による技術者制度等

建設業法においては、建設工事の適正な施工に必要な知識や経験を有する技術者を営業所や工事現場に配置することを規定しています。建設機械施工技士に関連する事項についての概略は、下表のとおりとなっています。

営業所、工事現場に配置する技術者							
許可を受けている業者		指 定 建 設 業 （土木工事業 舗装工事業 建築工事業 電気工事業 管工事業 造園工事業 鋼構造物工事業）			そ の 他 (左記以外の 21 業種)		
建設業の許可制度	許可の種類	特 定		一 般	特 定		一 般
	営業所に必要な技術者の 資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実 務 経 験 者	一級国家資格者 実 務 経 験 者		一級国家資格者 二級国家資格者 実 務 経 験 者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	3,000 万円以上 注)1	3,000 万円未満 注)1	3,000 万円以上は契約 できない 注)1	3,000 万円以上	3,000 万円未満	3,000 万円以上は契約 できない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実 務 経 験 者		一級国家資格者 実 務 経 験 者	一級国家資格者 二級国家資格者 実 務 経 験 者	
	技術者の専任	公共性のある工作物に関する建設工事で、 請負金額が 2,500 万円以上のときに必要 注)2					
	資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要ない		発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要ない	
	監理技術者講習受講の必要性						

(出典：建設業法と技術者制度)

注) 1. 建築一式工事の場合は 4,500 万円以上
2. 建築一式工事の場合は 5,000 万円以上

(2) 合格者の称号及び処遇等

この試験（学科試験）に合格し、所定の年数の実務経験を積んで実地試験を受検して合格すると、次のような資格が得られます。（国土交通省関係）

- 1）所定の手続きにより、国土交通大臣から「2 級（建設機械施工）技術検定合格証明書」が交付され、「2 級建設機械施工技士」の国家資格が得られます。
- 2）建設業法に基づく建設業の許可及び主任技術者に就くために必要な有資格者になることができます。ただし、対象となる業種は、土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業となっています。
- ① 2 級建設機械施工技士は、請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、「一般建設業」の許可を得る場合に、営業所ごとに置く専任の技術者になれます。
- ② 2 級建設機械施工技士は、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、工事現場ごとに設置される主任技術者になれます。
- ③ また、公共性のある工作物に関する重要な工事で、一定金額以上の工事現場においては、専任の主任技術者になれます。

※学科試験の合格のみでは、これらの資格は得られません。実地試験にも合格する必要があります。

(3) 合格者の称号及び処遇等に記載されている資格以外に次のような資格が得られます。（詳細につきましては、関係機関へお問い合わせください。）

- 1) 労働安全衛生法で定める特定自主検査者(事業内検査者)としての資格が得られます(事業者を除く)。特定自主検査者の関係は、表 1 のとおりです。
- なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿及びステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会(建荷協)の支部等にお問合せください。
- 2) 労働安全衛生法で定める各種運転技能講習の全部又は一部が免除されます。
- 各種運転技能講習との関係は、表2のとおりです。詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。
- 3) 1級建設機械施工技術検定合格者は、技術士法施行規則第6条第17号の規定により技術士第一次試験の一部が免除されます。

表1 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める特定自主検査者との関係

○印は有資格者
△印は検査者として必要な講習科目を一部免除
(事業内検査の方法等については最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支部等へ照会してください。)

事業内検査の資格種類		車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用)	車両系建設機械 (締め固め用)	車両系建設機械 (基礎工事用)	車両系建設機械 (コンクリート打設用)	高所作業台車	不整地運搬車
1級建設機械施工技士		○	○	○	△	△	○
2級建設機械 施工技士	第1種	○	△	△	△	△	○
	第2種	○	△	△	△	△	○
	第3種	○	△	△	△	△	○
	第4種	△	○	△	△	△	○
	第5種	△	△	△	△	△	○
	第6種	△	△	○	△	△	○

表2 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係

○印は有資格者
△印は必要な講習科目を一部免除
×印は免除なし

技能講習の種類		車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習	車両系建設機械 (基礎工事用) 運転技能講習	車両系建設機械 (解体用) 運転技能講習	不整地 運搬車運転 技能講習	高所作業台車 運転技能講習	ショベルローダー等運転 技能講習	小型移動式クレーン 運転技能講習	地山の掘削作業主任者技能講習
1級建設機械 施工技士		○ ただし、2級の第1種又は第2種に相当する操作施工法を選択した者	○ ただし、2級の第6種に相当する操作施工法を選択した者	注)○(△) ただし、2級の第2種に相当する操作施工法を選択した者	○ ただし、2級の第1種に相当する操作施工法を選択した者	△	△	○ 2級の第2種又は第6種に相当する操作施工法を選択した者	○ 2級の第1種又は第2種に相当する操作施工法を選択した者
		△ 上記以外の者	△ 上記以外の者	△ 上記以外の者	△ 上記以外の者				
2級 建設機械 施工技士	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△
	第2種	○	△	注)○(△)	△	△	△	△	△
	第3種	○	△	△	△	△	△	×	△
	第4種	△	△	△	△	△	△	×	×
	第5種	△	△	△	△	△	△	×	×
	第6種	△	○	△	△	△	△	△	×

注) 車両系建設機械(解体用)運転技能講習欄の○(△)については、平成25年7月の改正労働安全衛生規則の施行に伴う、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」という。)が車両系建設機械に新たに追加されたため、鉄骨切断機等については△、既存のブレーカについては○となる。

よって、1級(2種相当)及び2級(2種)の有資格者であったとしても、上記鉄骨切断機等の運転業務に就く場合には、運転技能講習規定に基づく講習(科目一部免除)を受講する必要がある。

個人情報の保護について

- 当協会は、受検者の個人情報を尊重します。
- 当協会は、受検申込の際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、試験業務を円滑に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。
- 受検者個人を特定する情報は、外部に対して一切公開、提供しません。
- 受検申込みの際にご提供いただいた受検申請書類の内容を外部に意図的に公開したり、提供することはありません。
- 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- 受検者情報、及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止しています。
- ただし、個人情報については、次の目的のために利用いたします。

・「合格証明書の交付を受けた方の情報(資格区分、証明書番号、氏名、生年月日、取得年月日)」は、公共工事の発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的として利用されます。

一般社団法人 日本建設機械施工協会

ご 注 意

申請書類の虚偽記載は、受検ができません。また、合格が取り消されます。

不正受検(申請書・証明書の虚偽記載等)が明らかとなった場合には、受検の停止や合格の取消しが行われますので、次の点にご注意の上、受検申請を行ってください。

不正の方法により取得した「資格」によって「建設業の許可」又は「経営事項審査」を受け、若しくは「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり罰則を受けることがあります。

平成 28 年 月 日

平成28年度 2級建設機械施工技術検定試験（学科試験のみ）

郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届

申込時の学科希望受験地

注) 上記で該当する変更項目を、○印で囲んでください。

受検申込時の氏名

受検番号

フリガナ		
漢字	(氏)	(名)

生年月日

昭和 平成	年	月	日
----------	---	---	---

※受検番号は受検票（平成28年5月30日発送予定）に記載しています。わからない場合は記入しなくても構いません。

変更内容（変更を届け出る項目のみ記入してください。）

①郵便物送付先住所の変更

※受検申込時に記入した「郵便物送付先」を変更する場合に、新しい送付先住所を記入してください。

※郵便物送付先にしていない現住所の変更については、届出は不要です。

※郵便物送付先を勤務先にする場合は、会社名も記入してください。

フリガナ			
住所	(〒 —) TEL. — —		

②氏名変更（※氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧氏名

新氏名

フリガナ		
漢字	(氏)	(名)

→

フリガナ		
漢字	(氏)	(名)

③本籍変更（※本籍変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧本籍

新本籍

→

※同一都道府県内での変更は必要ありません。

④希望受験地変更

※希望受験地変更の届出には、以下の書類の添付が必要です。

- ・受検票のコピー（受検票が到着していない場合は不要です）
- ・変更理由の証明になるもの（転勤辞令等の写し、転居先の住民票等）

※転勤・転居等に伴い、「郵便物送付先」も変更する場合は、上記①も記入してください。

旧希望受験地

新希望受験地

理 由

→

〔		〕
---	--	---

⑤その他

〔		〕
---	--	---

注 意

- ・本届をFAXで送信する場合のFAX番号：03-3433-0401 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部
- ・FAX送信した場合は、必ず下記に電話し、FAXが正常に送信されたかどうか確認してください。
TEL:03-3433-1575 一般社団法人日本建設機械施工協会 試験部

注) このページをコピーして使用してください。